

1 学力と社会への参画力の育成

1 学力の育成



基本的な考え方

○ 学力を育成する意義

「クオリティ・オブ・ライフ」*¹が重視され、一人ひとりの人生を価値あるものにすることが大きな社会的目標になりつつある今、子どもたち自身がこれからの激動の時代を主体的、創造的に生き（自立の視点）、また、社会に参画し、その発展を支え、他者とともに人生を豊かなものにする（共生の視点）ことができるよう、子どもたちの「学力」を育てていくことが、教育における最も重要な課題のひとつとなっています。

○ 三重県の学力育成にかかる基本姿勢

「学力」はややもすると、知識の量を中心にとらえられる傾向がありますが、今後社会においては、問題を解決する力、困難を乗り越える力、コミュニケーション力といった、変化の激しい時代を生き抜くための力が求められており、教育はこうした要請に応えていく責務があります。

このため、「基礎的・基本的な知識・技能」に加え、それらを活用して課題を解決するために必要な「思考力・判断力・表現力等」、さらには「主体的に学習に取り組む態度」を「学力」の重要な3要素ととらえ、その育成を図っていきます。

特に、「何を学んだのか」だけでなく、「それをどう生かすのか」を重視し、課題を解決する力、他者とともに学び高め合う力の育成に意を用いることを、三重県の学力育成にかかる基本姿勢とします。

○ 「基礎的・基本的な知識・技能」の習得

課題を解決する力を育むためには、その前提として、すべての子どもたちに「基礎的・基本的な知識・技能」の確実な習得を図ることが必要です。このため、全国学力・学習状況調査*²等を活用して、子どもたちの現状や課題を的確に把握し、一人ひとりの理解や習熟の程度に応じた指導等を充実させるとともに、優れた学習指導や授業改善方法等の共有化を図るなどの取組を進めていきます。

*1 クオリティ・オブ・ライフ：人々の生活を物質的な面から量的にのみとらえるのではなく、精神的な豊かさや満足度も含めて、質的にとらえる考え方。「どれだけ人間らしい望み通りの生活を送ることができるか」、「生きている状態の質」を重視する。

*2 全国学力・学習状況調査：「全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する」ことを目的に、文部科学省が平成19年度から実施している調査。小学校第6学年および中学校第3学年の児童生徒を対象として、教科に関する調査（国語、算数・数学の、主として「知識」に関する調査と、主として「活用」に関する調査）や、学習意欲・学習方法・学習環境・生活の諸側面等に関する質問紙調査等を実施している。

また、個に応じたきめ細かな指導を充実するため、少人数教育を引き続き推進するとともに、学校と家庭との連携のもと、学習習慣の確立に努めます。

○ 「思考力・判断力・表現力等」の育成

知識・技能を生かす力である「思考力・判断力・表現力等」の育成に向けては、問題解決的な学習や探求的な学習を重視することにより、結果よりもそれに至るプロセスを学ぶ活動を展開していく必要があります。そこで、体験学習を一層効果的に導入するとともに、観察・実験やレポートの作成、論述といったそれぞれの教科の知識・技能を活用する学習活動や、子ども同士が考えや意見を出し合い、結論を導き出す協同的な学習活動等を積極的に推進します。

また、知的活動、コミュニケーション等の基盤となる言語に関する能力の育成に注力するとともに、論理的な思考力を培う理数教育のさらなる充実を図ります。

○ 「主体的に学習に取り組む態度」の育成

「主体的に学習に取り組む態度」、いわゆる「学習意欲」を高めるためには、まず、「何のために学ぶのか」について、子どもたちに伝えていく、あるいは子どもたちが気づくよう促していくことが必要です。キャリア教育^{*1}をはじめとするさまざまな機会をとらえ、子どもたちの目線に立ち、「人生をより豊かなものにするために学ぶ」ということを伝えつつ、「他者も含め社会全体で幸せになるために学ぶ」という気づきにつなげていくことが重要と考えられます。

また、子どもたちに「学ぶ喜び」、「わかる喜び」を経験させていくことが、学習意欲の向上につながることから、教員の授業力を高め、わかりやすい授業づくりを進めるとともに、子どもたちの成長を「認める」「ともに喜ぶ」「励ます」指導を進めていきます。

現状と課題

- 「平成22年度全国学力・学習状況調査」の結果は、得点の分布状況において、概ね全国と同様の傾向を示していますが、正答率においては、中学校数学を除き、小学校（国語、算数）、中学校（国語）の各調査で、全国平均を下回る状況にあります。内容的には、基礎的・基本的な知識・技能は概ね身につけているものの、知識・技能を活用する力に課題が見受けられます。
- 同調査において、家庭学習の時間数、予習・復習の習慣、早寝・早起きの習慣、テレビやビデオの視聴時間数、テレビゲームやインターネットの利用時間数などの質問項目で、改善が必要な結果が出ており、学習習慣や生活習慣に課題があることが明らかとなっています。また、学習に対する意義が見いだせず、子どもたちの学習意欲が向上しにくい傾向が見られます。
- 「学校満足度についてのアンケート」における、「授業内容がよくわかりますか」という質問項目については、小学校、中学校、高等学校と学年があがるにつれて、「よくわかる」「だいたいわかる」と肯定的に回答している割合が減少する傾向にあります。

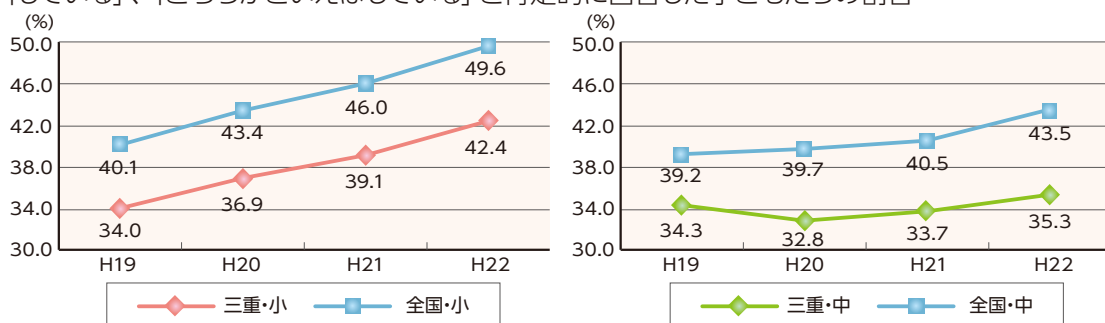
*1 キャリア教育：子どもたち一人ひとりの望ましい勤労観・職業観、職業に関する知識や技能、自己の個性を理解し主体的に進路を選択する能力や態度を育てる教育。

□ 教員の対応が子どもたちの基礎的・基本的な知識・技能の習得、それらを活用する力、学習意欲に大きな影響を及ぼすことから、教員の資質向上、授業改善等の取組をさらに進めていくことが必要です。

□ 学習評価については、学習指導要領^{*1}に定める目標に準拠した評価を実施する中で、評価規準や評価方法の改善を図ってきましたが、その客観性や信頼性を一層高めるとともに、子どもたち一人ひとりに学習指導要領の内容が確実に定着するよう、学習指導と学習評価の改善に努めていく必要があります。

家で学校の授業の復習をしていますか

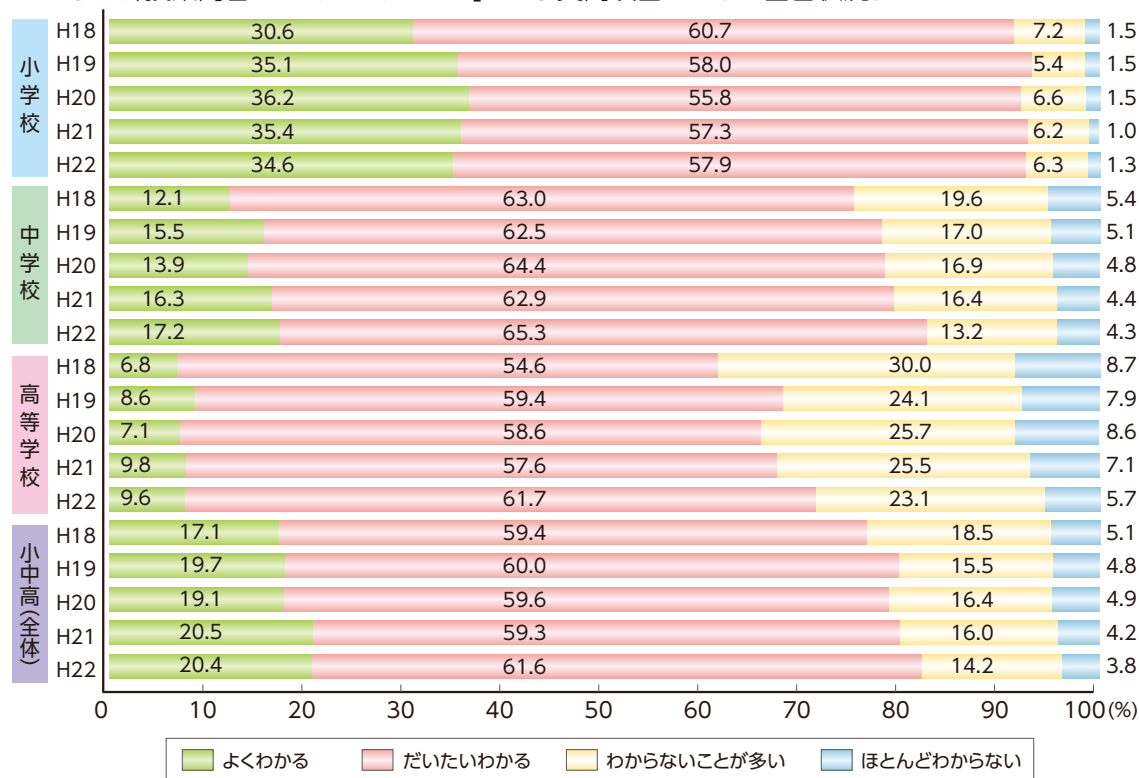
「している」、「どちらかといえばしている」と肯定的に回答した子どもたちの割合



文部科学省「全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙調査)」より

小学校、中学校および高等学校における授業内容の理解度

※ 小学校5年生、中学校2年生、高等学校2年生を対象とした「学校満足度についてのアンケート」のうち、「授業内容がよくわかりますか」という質問項目における回答状況。



三重県教育委員会調べ「学校満足度についてのアンケート(平成22年9月)」より

*1 学習指導要領：全国どこの学校で教育を受けても一定の教育水準を確保するため、各教科などの目標や内容などを文部科学省が定めているもの。小・中・高等学校、特別支援学校を対象に教育課程、教科内容とその取り扱い、基本的指導事項などを示す。

今後の基本的な取組方向

○ 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における就学前からの一貫した「三重の学び」の推進

三重の教育の推進にあたっては、子どもたちが、自ら課題を解決する力、他者とともに学び高め合う力を育み、生涯にわたり学習する基盤を培うことを基本とします。

そのため、幼稚園・保育所から、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において一貫した「三重の学び」となるよう、それぞれが発達段階に応じた目標を明確にするとともに、子どもたち一人ひとりの育ちを大切にすることを推進します。

○ 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着

少人数教育を推進するとともに、各学校における指導方法や指導体制の工夫・改善の取組を支援し、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実することにより、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります。

○ 知識・技能を活用する力の育成

基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着とともに、各教科等の知識・技能を活用する学習活動を充実することにより、子どもたちの思考力・判断力・表現力等を育みます。

○ 主体的に学習に取り組む態度の育成

わかる喜びや学ぶ意義を実感させる学習活動を充実することにより、子どもたち一人ひとりに学習意欲を育みます。

また、キャリア教育等において、社会に参画し、他者とともに人生を豊かなものにしていく力を育む取組を推進します。

○ 家庭・地域との連携・協力の推進

学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら、子どもたちの学力の育成を図るため、互いに連携・協力する取組を推進します。

主な取組内容

○ 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における就学前からの一貫した「三重の学び」の推進

子どもたちに自ら課題を解決する力、他者とともに学び高め合う力を育むため、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のそれぞれが目標を明確にするとともに、学校種を越えて子どもたち一人ひとりの育ちを引き継いでいくことを大切にす一貫した「三重の学び」を推進します。

幼稚園・保育所では、子どもたちの主体的な活動である遊びを中心とした生活の中で、教育内容に基づいた計画的な環境を創り出すことにより、幼児の発達を促し、小学校以降の学びの基礎を養います。

小学校では、学習意欲の向上や学習習慣の確立を図り、自ら課題を解決する力や、他者とともに学び高め合う力の基礎を養います。

中学校では、小学校での学習を基盤とし、特に、学び方やものの考え方、協同的に学習に取り組む態度を養い、主体的に課題を解決する力の基礎を育成します。

高等学校では、自らが課題を発見し、その解決に向けて探究できる力を養い、社会の構成員として学びの成果を発揮できるよう育成します。

特別支援学校では、障がいのある子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援に取り組みます。

また、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校が、互いに連携しながら子どもたちの学びを引き継ぐ取組を進めます。

○ 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着

- 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るため、全国学力・学習状況調査等を活用して、子どもたちの状況や課題を的確に把握し、理解や習熟の程度に応じたグループ別指導、一人ひとりの「つまずき」に対応した個別指導や繰り返し指導、子どもたちが相互に教え合い高め合う学習活動を取り入れた指導など、指導方法や指導体制の工夫・改善を推進します。
- 小中学校においては、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実するため、少人数教育の推進に継続して取り組むとともに、高等学校においては、義務教育段階の学習の「つまずき」にも対応できるよう、学習の基盤となる科目の単位数の増加や学校設定科目の開設など、教育課程の工夫・改善に取り組みます。

○ 思考力・判断力・表現力等の育成

- 思考力・判断力・表現力等を育成するため、各教科等の指導において、知識・技能を活用する学習活動を充実します。具体的には、知識・技能を実際の場面で活用する体験的な活動、観察・実験やレポートの作成、発表、討論などの学習活動や、子ども同士が考えや意見を出し合い、物事を創り出す協同的な学習活動等を推進します。また、学校を越えた学習成果の合同発表会や合同学習会を開催し、広く子ども同士が交流し高め合う機会を充実します。

- これらの学習活動の推進にあたっては、特に、思考力・判断力・表現力等の基盤となる言語の能力を育成するため、小・中・高等学校を通じ、国語科を中心に言語力を定着させるとともに、各教科等において、記録、要約、説明、論述などの言語活動を発達段階に応じて取り入れた指導を充実します。
- また、理数教育については、小・中・高等学校における学習内容が確実に身につくよう指導するとともに、内容の系統性を重視し、各学校段階での学習の円滑な接続を踏まえた指導の充実を図ります。

○ 主体的に学習に取り組む態度の育成

- 子どもたちが、主体的に学習に取り組む態度を育成するため、自ら課題を解決する力を育む授業づくりや、違いを認め合い互いに高め合う学級づくりを進め、わかる喜びを実感する学習活動を充実します。
- 体験的な学習、知識・技能を活用する学習やキャリア教育などを通じ、学ぶ意義を認識する学習活動を充実します。
- 各教科等における、子どもたちが意欲的に学習に取り組める魅力的な教材の開発に加え、国際的な学力コンテスト等への出場や職業資格、語学や漢字、歴史などについての各種検定への参加など、各学校が具体的な目標を設定した取組を推進します。



国語の授業

○ 少人数教育の推進

- 基本的な生活習慣や学力のより確かな定着・向上を目指し、きめ細かく行き届いた少人数教育を推進します。
- 国において学級編制標準の見直し検討が行われていることから、今後の動向と本県への影響を見きわめ、これまで進めてきた少人数学級などの本県の取組とうまく連動させるなど、全体として子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな教育の推進に努めていきます。

○ 指導と評価の一体化の推進

- 学習指導要領の内容の習熟の程度や教科の目標の実現状況を的確に把握し、学習指導の改善に生かすため、目標に準拠した評価の研修を継続的に実施し、評価の客観性を高めるとともに、指導と評価の一体化を推進します。
- 子どもたちの個性や独創性を認め、励ますなどして、学びの過程も評価しつつ、評価の結果を子どもや保護者に適切に伝え、学習評価に関する信頼性を高めます。

○ 教員の指導力の向上

- 教員の指導力の向上を図るため、子どもたちを理解する力、個や集団を指導する力、学級づくりの力、教材解釈の力、授業づくりの力など教育の専門家としての確かな力量を養成するための研修の充実に取り組みます。
- 各学校において、校長のリーダーシップのもと、職場の同僚同士のチームワークを重視し、全員のレベルを向上させる視点と、教員個々の能力の向上を図る視点の両面から、授業改善を中心とした校内研修の内容・方法・体制の充実が図られるよう取組を進めます。

○ 学校経営品質向上活動の推進

学校経営品質向上活動の取組を推進することにより、校長のリーダーシップのもと、すべての教職員が、子どもたちの学習状況、生活状況等について共通理解を図るとともに、学校全体で課題の解決に向けた授業改善、学級経営の改善を計画的・継続的に進める取組を推進します。

○ 家庭・地域等との連携の強化

- 家庭での学習習慣や生活習慣を確立するため、発達段階に応じた家庭学習の内容や進め方、家庭での読書習慣の形成、食生活の改善、あいさつの習慣化などについて、具体的なメッセージを家庭へ発信し、学校と家庭の連携を支援します。
- 地域ぐるみで子どもたちの育ちを支援するため、学校での教育活動を家庭・地域等に積極的に公開、発信するとともに、保護者や地域住民の学校教育への参画を促進するなどして、学校・家庭・地域が連携した教育を推進します。



グループ学習の様子



学び合いの様子

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
小学校、中学校、および高等学校における授業内容の理解度	小学校 92.5% 中学校 82.5% 高等学校 71.2%	小学校 95% 中学校 85% 高等学校 75%

- ※ 小学校5年生、中学校2年生、高等学校2年生の子どもたちが、授業の内容を理解した割合（「学校満足度についてのアンケート」における「授業内容がよくわかりますか」という質問項目について、「よくわかる」「だいたいわかる」「わからないことが多い」「ほとんどわからない」の回答のうち、「よくわかる」「だいたいわかる」という肯定的な回答をしている子どもたちの割合。）
- ※ 各学校において「わかる授業」を展開することで、授業内容を理解している割合を、2015年度（平成27年度）までに小学校児童の95%、中学校生徒の85%、高等学校生徒の75%まで増やしていくことを目標としました。

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
子どもたちの学力や学習・生活の状況を客観的に把握し、教育指導の改善に生かしている公立小中学校の割合	—	小学校 100% 中学校 100%

- ※ 日常の教育指導の中で把握している子どもたちの学力や学習・生活の状況に加えて、学校において活用されている学力の到達度検査の結果等により、子どもたちの学力や学習・生活の状況を客観的に把握し、授業改善や学級経営の改善等に取り組んでいる公立小中学校の割合。
- ※ すべての子どもたちに確かな学力を育成するためには、各小中学校において、子どもたち一人ひとりの学力や学習・生活の状況を客観的に把握し、個に応じたきめ細かな指導を推進することが必要であることから、2015年度（平成27年度）の目標値を小学校、中学校ともに100%としています。

多様な主体への期待

保護者の皆さんへ

- 子どもたちが生涯にわたって、学び続けていくためには、学習意欲を高め、学習習慣を身につけることが大切です。子どもたちが将来、社会の構成員として自らの学びの成果を発揮し、自己実現と社会参加・社会貢献ができるよう、子どもたちの学習や生活の様子を見守り、認め、励ましていきましょう。



2 特別支援教育の推進

基本的な考え方

○ 共生社会の実現に向かう時代潮流

ノーマライゼーション^{*1}の理念に基づき、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現が求められています。障がい者問題は、障がいのない人の問題とも言え、障がい者の周囲がどう変わることが重要です。共生社会を実現するためには、障がいの有無にかかわらず、子どもたちが一緒に生活し、互いに尊重しあう感性を、幼少時から教育の場を通じて育てていくことが必要です。

○ 特別支援教育の理念

また、障がいのある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高めるため、適切な指導および必要な支援を行う特別支援教育を着実に推進させることが必要です。

○ 共生社会の実現を目指した特別支援教育の推進

現在、国では、「障害者の権利に関する条約（仮称）」^{*2}の批准に向けた国内法の整備に合わせて、障がい者にかかる制度の改革に関する議論が進められています。本県では、国での議論の動向を踏まえながら、共生社会の実現を目指した特別支援教育を推進していきます。10年先を見据え、より地域に近いところで、障がいのある子どもたちへの対応を進め、幼稚園、小学校、中学校および高等学校における特別支援教育の充実と途切れのない支援の実現を図ります。

○ 特別支援学校の意義

一方、特別支援学校での教育を必要とする子どもたちも増えており、また特別支援学校が、地域を巡回することにより支援を充実するなど、センター的機能を一層発揮していくことが求められています。今後の子どもたちのニーズに応えるためにも、特別支援学校の果たすべき役割を認め、対応が求められている地域については、特別支援学校の整備計画に基づき、設置を進めます。



自立活動の時間における身体機能訓練

*1 ノーマライゼーション：障がいのある者も障がいのない者も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会の実現を目指すという理念。

*2 障害者の権利に関する条約（仮称）：障がい者に保障されるべき個々の人権および基本的自由を確保するための措置をとることを定めた条約。2006年（平成18年）12月に第61回国連総会本会議で採択された。

○ 就学前から就労にいたるまでの一貫した教育の推進

障がいのある子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、その可能性を最大限に伸ばすことを目指して、指導と支援の充実を図ります。このため、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用等により、就学前から一貫した教育を進めるとともに、卒業後の自立と社会参加の実現に向け、進路指導および就労支援のさらなる充実を図ります。

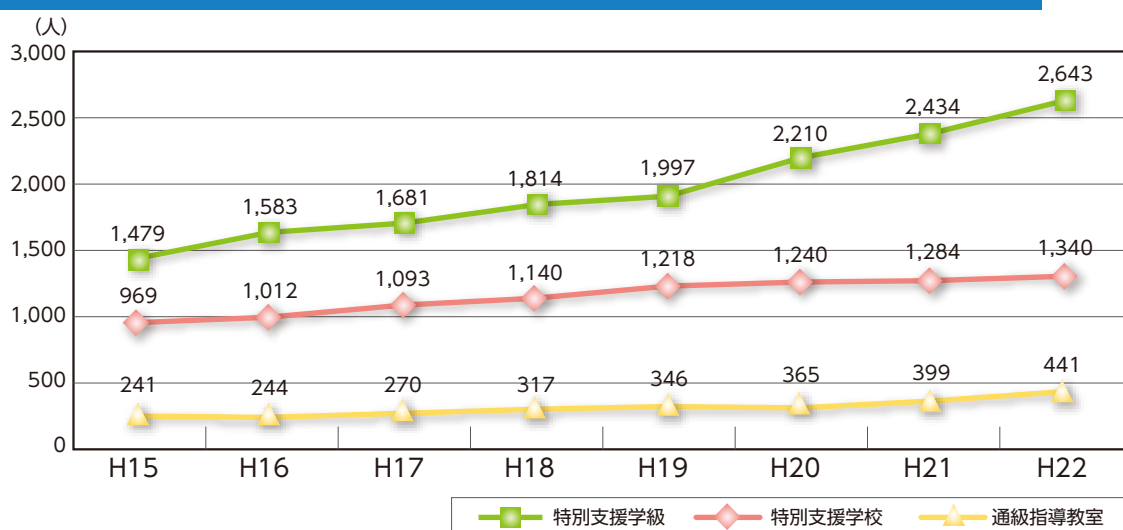
○ 特別支援教育にかかる教員の資質向上

多様な実態の子どもたちに対応するため、「特別支援教育は学校全体で取り組む」という観点に立ち、全教員が特別支援教育の理念を生かし、子どもたちの特性に合わせた適切な指導および支援を重ねられるよう、特別支援教育にかかる教員の資質向上を図ります。

現状と課題

- 特別支援学級^{*1}、通級指導教室^{*2}、特別支援学校に在籍する子どもたちが著しく増加しています。また、障がいが多様化、重度・重複化する傾向にあり、通常の学級での指導や医療的ケア^{*3}を必要とする子どもたちへの対応も必要となっています。

三重県内における特別支援学級等に在籍する児童生徒数の年次推移



三重県教育委員会調べ

- * 1 特別支援学級:小中学校において、知的障がい、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、情緒障がい、自閉症、言語障がい等、教育上特別の支援を必要とする子どもたちに対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級。
- * 2 通級指導教室:小中学校の通常の学級に在籍する軽度の障がい児に対して、各教科などの指導は通常の学級で行いながら、障がいに応じた特別の指導を特別の場で行うための教室。
- * 3 医療的ケア:たんの吸引や経管栄養など日常生活に必要な医療的な生活援助行為を、治療行為としての医師法上の「医療行為」と区別して、「医療的ケア」と呼ぶ。三重県では、医療的バックアップ体制実施要項に基づき、特別支援学校において、常勤講師(看護師資格所有)および指定の研修を修了した教員が医療的ケアの補助をしている。

- 保護者には、地域で地域の子どもたちと一緒に学ばせたい、校区の学校へ通学させたいという希望が強く、小中学校の特別支援教育への期待が大きいことから、学校全体の推進体制を充実させていく必要があります。
特に、小中学校における特別支援学級や通級指導教室の対象児童生徒数が増加し、障がいも多様化しており、より専門的な支援が求められていることから、対象児童生徒の担当教員の負担が増大する傾向にあります。
- 各学校において、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーター^{*1}の配置などの体制整備を図っており、校内連携の一層の推進、コーディネーターの専門性の向上が求められています。
- 特別支援学校では、児童生徒数の急増を背景に、施設の狭隘化、スクールバスの過密化、長時間に及ぶ通学時間等の課題が生じています。
- 進学や就労を希望する特別支援学校卒業生の進学および就労率が低く、子どもたちが卒業後充実した社会生活を送るため、高等部における職業教育の充実や関係機関と連携した支援の充実が求められています。
- 特別支援学校は、センター的機能を発揮し、地域の学校への支援を行う必要がありますが、支援地域が広大で学校数が多いため、地域の関係機関と協働し、いかに効果的な支援を行っていくかが課題となっています。
- 寄宿舍は、入舎生の減少、施設の老朽化により、統合再整備が検討されていますが、近年、寄宿舍には集団生活による社会性の育成等にかかる役割が期待されるようになりつつあることから、教育と生活の観点から、そのあり方が課題となっています。
- 子どもたちの障がいが重度・重複化、多様化しており、特別支援学校や小中学校において、特別支援学校教諭免許取得者や特別支援教育にかかる専門教育を受けた者がまだ少ない状況にあることから、教員の専門性を十分に確保していく必要があります。



*1 特別支援教育コーディネーター：それぞれの学校において教員の中から指名される特別支援教育の推進担当者。校務分掌の中に位置づけられており、学校内では、教職員の連絡調整役や校内委員会の推進役としての役割を担い、対外的には、医療、福祉等の関係機関との連絡調整、保護者との関係づくり等を行う。

今後の基本的な取組方向

○ 支援体制の整備

障がいのある子どもたちが障がいのない子どもたちと共に教育を受けるという「障害者の権利に関する条約（仮称）」の理念を踏まえたインクルーシブ教育^{*1}（包括的な教育）システムの構築に向けて、子どもたちのニーズに応じた一貫した支援と関係機関等との連携を積極的に進め、学校現場における体制整備や就学支援体制の整備など、特別支援教育の推進を図ります。

○ 指導體制・指導内容の充実

特別支援教育の対象となる子どもたちが増えており、障がいが重度・重複化、多様化する傾向にあります。子どもたちの障がいの特性や教育的ニーズを的確に把握し、その可能性を最大限に伸ばすために、指導體制・指導内容の充実に努めます。

○ 教員の専門性の向上

特別支援教育は、幼稚園から高等学校までのあらゆる校種において学校全体として取り組む必要があることから、外部の専門家を積極的に活用するとともに、校内体制の整備により、子どもたちの障がいの特性を的確に把握し、適切な指導および支援に結びつけられる教員の専門性を育成します。

○ 特別支援学校の整備

「県立特別支援学校整備第二次実施計画」に基づき、特別支援学校の整備を着実に推進します。



スクールバスによる登校（学校玄関前）

*1 インクルーシブ教育：学校教育の現場、特に初等教育や中等教育段階において、障がいのある子どもが大半の時間を障がいのない子どもと共に通常の学級で包括的な教育を受けること。

主な取組内容

○ 就学相談・就学支援体制の充実

- 就学相談において、保健・福祉等関係機関との連携が円滑に進むよう情報連携ツールである「就学支援ファイル」*¹の作成・活用を進めます。就学支援アドバイザー*²を活用し、担当者の資質向上と相談・支援体制の充実に努めます。
- 障がい児支援が家族や障がいのない子どもたちと分離することなく、地域において提供され、かつ複雑な法体系の下ではなく一本化された児童福祉施策の中で講じられるよう、相談支援等を充実します。(健康福祉部)

○ 早期から卒業までの一貫した支援体制の構築

- 障がいのある子どもたちの教育的ニーズを的確に把握し、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参画に必要な力を育むため、各市町に設置される「子ども支援室」や保健・医療・福祉・労働等の関係機関との連携を積極的に進めるとともに情報発信に努めます。また、連携ツールとしての「個別の教育支援計画」の活用を促進します。
- 障がい者制度改革による障がいのとらえ方として、障がい者が直面する問題の原因は当事者ではなく、社会の仕組みにあるという観点から、「制度の谷間を生まない障がいの定義」により、発達障がいなど支援の拡充を図ります。(健康福祉部)
- 途切れのない支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育の連携を図ります。(健康福祉部)



北海道洞爺湖サミット
ロゴマーク採用作品
(特別支援学校北勢きらら学園
生徒5人の共同制作)

○ 交流および共同学習の推進

学校内や学校間および地域での子どもたちのより積極的・継続的な交流や共同学習等の機会の充実を図ることが重要です。子どもたちの実態に即した柔軟な教育課程の編成と、交流および共同学習などの多様な取組を進め、互いに理解し尊重しあう感性を育みます。

○ 高等学校における支援の充実

高等学校に在籍する発達障がいのある子どもたちが増加しており、安心して学校生活を送れるよう校内体制を整備する必要があります。発達障がいの専門家チーム(医師、臨床心理士、学校心理士など)による巡回相談を効果的に活用して、相談による支援および指導体制の充実に努めます。

-
- *¹ 就学支援ファイル：特別な教育的支援を必要とする幼児について、各市町教育委員会および幼児の在籍する保育所、幼稚園、保護者が連携し、幼児の学校生活の円滑なスタートを支援するため、就学先となる小学校へ情報伝達を行うためのシート。
 - *² 就学支援アドバイザー：障がいのある子どもたちに対する教育支援を行うため、早期支援にかかる機関との連携強化による情報の共有化を図り、就学指導や就学相談に対する助言を行う相談員。

○ 進路指導・就労支援の充実

- 就労・自立に向けて、望ましい勤労観と主体的に進路を選択する能力・態度の育成等を目指し、子どもたちの特性を生かした特色ある特別支援学校の教育課程の編成を進め、学校全体で取り組む組織的・系統的なキャリア教育を推進します。
- 支援を受けた障がい者本人が進路などを自己決定できる自立生活が可能となるよう、その場面を適切に結ぶ障がい福祉サービスメニュー体系を整備し、重度・最重度であっても、地域で安心して暮らせるサービス提供体制を充実します。

(健康福祉部)

- 障がい者の就労支援として、職場実習のさまざまな取組や職場定着に向けた取組などにより、一般就労への移行を推進します。また、福祉的就労でも一般就労でもない第三の道といわれている障がいのある人ない人が共に働く場である「社会的事業所」など、仕事の「共同受注の窓口設置」を含め、多様な働き方の調査研究と検討を行います。(健康福祉部)
- 特別支援学校等の障がいのある生徒の就職不安を解消し、職業意識を醸成するとともに、卒業後の職業選択がスムーズに行えるよう、事業所において短期の職場実習事業を推進します。(生活・文化部)



コンビニエンス・ストアでの職場実習

○ 医療的ケアを必要とする子どもたちへの支援体制の充実

医療的ケアを必要とする子どもたちが、安心して学校生活を送れるよう、医療・福祉等の関係機関と連携し、医学一般研修の積極的な受講を進めるとともに、担当者のスキルアップ研修等の研修機会を拡充するなど、特別支援学校の医療的バックアップ体制を推進します。

○ 教員の専門性の向上

- 教員が、障がいのある子どもたちの個別の教育的ニーズを把握し、適切な指導および支援に結びつけることができるよう、授業形態や指導内容などの工夫・改善を図るとともに、一人ひとりの専門性を高め、組織力を向上させる必要があります。このため、特別支援教育総合研究所^{*1}などの内地留学制度の活用など、研修機会の充実や資格取得に必要な関係機関との連携の充実を図るとともに、推進の中核となる特別支援教育コーディネーターなどの複数配置等により組織力の向上に努め、また管理職が学校全体の特別支援教育の推進にリーダーシップを発揮できるよう支援するなど、総合的な専門性向上の取組を進めます。

*1 特別支援教育総合研究所：正式には、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所。特別支援教育に関する研究のうち主として実際的な研究を総合的に行うこと、特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ることを目的として設置されている我が国の特別支援教育のナショナルセンター。

- 権利侵害の救済や虐待防止を含めて、成年後見制度利用支援など障がい者の「権利擁護」を推進します。また、支援者や当事者のエンパワメント^{*1}支援を行うための人材育成や研修体系・研修内容の充実を図ります。(健康福祉部)
- 教職員の資質向上が必要であることから、総合教育センターの内地留学先として、小児心療センターあすなろ学園において発達障がい児支援のための研修の充実を図ります。(健康福祉部)

○ 盲学校および聾学校の充実

盲学校および聾学校については、それぞれ県内唯一の学校として独自のセンター的機能を発揮していくことが期待されています。

盲学校については、就学前からの一貫した支援体制を整備するとともに、社会福祉分野との提携や社会貢献について検討を進めます。

また、聾学校については、コミュニケーション能力の向上や就労につながる専門性の確保、卒業後支援、小中学校への支援を含むセンター的機能の充実など、学校全体の質的な向上を進めます。

○ 特別支援学校の整備

「県立特別支援学校整備第二次実施計画」に基づき、対応が求められている地域については、自立と就労を目指した特色ある特別支援学校の整備を進めます。また、ノーマライゼーションの理念を踏まえ、今後の特別支援学校のあり方について検討を重ねます。

○ スクールバスの整備

特別支援学校へ就学する子どもたちの通学の安全と便宜を図るため、スクールバスを運行しています。広い通学区域を持つことから、長時間通学による子どもたちの心身の負担を軽減する必要があり、スクールバスの増車による通学条件の改善に努めてきました。今後も、児童生徒数の推移や特別支援学校の整備に合わせ、スクールバスの計画的な配備を検討します。

○ 寄宿舎の整備

スクールバスによる安全な通学や進路指導と呼応した自力通学の取組を進めるなど、子どもたちの地域や家庭での生活を重視した通学方法の充実にも努めてきました。このため、通学困難な子どもたちが減少していることから、寄宿舎の集団生活による効果が確保できるよう機能を集約し、現在特別支援学校5校に設置している寄宿舎を3校に統合します。それぞれの障がいの特性や地域のニーズ、配置のバランスなどに配慮しつつ、総合的・計画的に検討を進めます。

*1 エンパワメント：元気にすること、力を引き出すこと、また、連帯して行動することによって、自分たちの置かれた不利な状況を変えていこう(問題や課題を解決していこう)とする考え方。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
特別支援学校高等部卒業生の就労内定率	95.3% (2009年度)	100%

- ※ 事業所就労を希望している特別支援学校高等部の生徒の就労内定者の割合。
- ※ 就労・自立支援に向けて、望ましい勤労観や主体的に進路を選択する能力の育成など、系統的なキャリア教育の充実が求められています。また、企業のニーズに対応した教育課程の編成や指導方法の工夫など、子どもたちの能力や適性に応じた自己実現を支援する進路指導体制の充実が求められています。このことから、就労を希望する子どもたち全員が就労できるよう支援体制を充実します。

多様な主体への期待

保護者・地域の皆さんへ

- 障がいのある子どもたちが地域の中で主体的に生きていけるよう、子どもたちを見つめ、持っている力を引き出す取組を着実に進めていきましょう。

事業所の皆さんへ

- 障がいのある子どもたちも、働きたいという願いを抱いています。働くことは、自己実現のためにはとても重要なことです。必要なサポートがあれば働くことは可能です。ご理解とご協力をお願いします。



3 外国人児童生徒教育の充実

基本的な考え方

○ 外国人児童生徒教育の意義

2008年度（平成20年度）の県内の公立小中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率は0.934%と、全都道府県中、最も高い数値となっています。言葉によるコミュニケーションに課題を抱えながら日本で暮らす外国人児童生徒にとって、教育は幸福な生活を実現するために不可欠な「礎」となるものです。また、10年先を見据える時、こうした外国人児童生徒は、将来日本に定住する、しないにかかわらず、日本と海外をつなぐ人材、国際化社会、多文化共生社会^{*1}を支える貴重な人材となることが期待されます。さらに、外国人児童生徒の教育は、同じ学校で学ぶ日本の子どもたちの国際性の涵養や学校におけるきめ細かな教育活動の充実等にもつながります。

○ 外国人児童生徒教育にかかる基本方針

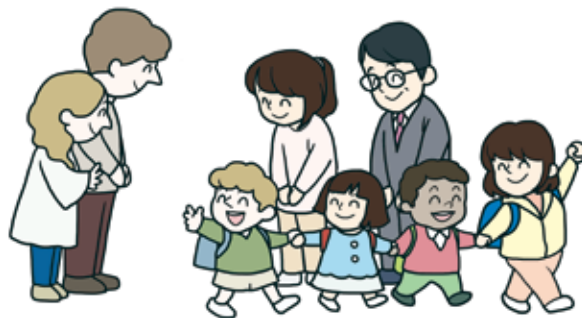
こうしたことから、三重県は、外国人児童生徒が多く在籍するという地域特性を前向きにとらえ、すべての外国人児童生徒に日本の子どもたちと同等の教育を受ける権利を保障するとともに、一人ひとりがかげがえのない社会の構成員であるとの基本認識に立ち、その将来的な自己実現に向けた積極的な教育活動を多様な主体と連携して進め、多文化共生社会の実現を目指していきます。

○ 全県的な取組の推進

外国人児童生徒への対応に関する諸課題を県の学校全体の課題として共有し、解決方法を講じていくことにより、全県的な対応力を向上させ、転校等により流動化する子どもたちへの継続的な支援を図っていきます。

○ 多文化共生の教育の推進

外国人児童生徒と共に学ぶことは、異なる文化や生活習慣を持つ人々と共に協調して生きていく態度を学ぶ貴重な機会となります。日常の問題解決のために話し合う活動や、外国人に対する偏見に気づき、今後のあり方を考えさせる人権学習等を通じ、小学校低学年時から継続して、多文化共生社会を実現するための実践力を育てていきます。



*1 多文化共生社会：国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係のもとで地域社会の構成員として安心して共に生きていく社会。

○ 学びやすい環境づくり

外国人児童生徒が将来を見据えた学習ができるよう、日本語指導や生活適応指導に加え、保護者支援、多文化共生の学習活動、生活困窮家庭の支援、関係機関等との連携などの取組を総合的に進めていきます。

○ 企業等との連携

外国人児童生徒の教育が進めば、将来、日本語と母国語の両方を話せる人材が多く育ち、外国人労働者の生活指導など、今企業が抱える課題の解決にもつながるものと考えられます。こうした「将来のための人材育成」という視点を共有しながら、外国人労働者を雇用する企業にも一定の協力を要請し、企業内教育を通じた保護者啓発など、適切な連携の方向を検討します。なお、外国人労働者問題を地域社会全体の課題としてとらえ、県行政全体で取り組む「地域の国際戦略」をビジョンとして示し、企業や関係機関等とともに、地域全体で問題解決に取り組んでいく方向も視野に入れていきます。

○ 効果的な日本語指導の推進

外国人児童生徒が日本語で学ぶ力を着実に身につけることができるよう、効果的な日本語指導の推進を図ります。そのためには、子どもたちの日本語能力を客観的に判断するための基準を確立することが不可欠であることから、大学等の専門機関と連携し、日本語能力の測定方法や指導のあり方についての研究を進めます。



初期適応指導教室での日本語指導

○ 学習教材や指導方法等の充実

すべての学校で同じ条件の教育が保障され、どれだけ転校を重ねても学習成果が引き継がれるよう、全国共通、あるいは全県共通の教材が有効かどうか検討するとともに、日本語能力等の状況に応じた教材と指導方法について研究し、その成果を普及します。

○ 社会参画力を育む教育の推進

外国人生徒の将来の自己実現を見据え、高等学校への進学を、全日制も含め一層促進します。外国人生徒教育の拠点となるような学校では、生活に有益な知識の習得を通して日本語学習を進めるといった、社会参画力の育成を重視した教育活動を展開します。

○ 今後に向けた視点

外国人児童生徒は課題ばかりをもたらしたのではなく、外国人児童生徒のおかげで、今までの社会、教育、行政の弱さが明らかになりつつあると考えることが重要です。外国人児童生徒教育は、「こういう指導をすれば日本の子どもにもよくわかる」というような気づきの蓄積を生み、教育の原点でもある「子どもたちの目線に立ったきめ細かな指導」の重要性を再認識させてくれます。今こそ多くの課題を解決する好機ととらえ、外国人児童生徒にかかる教育課題と向き合う中で得られた気づきを、すべての子どもたちの学力保障の視点として、今後にかかしていきます。

現状と課題

- 2010年(平成22年)9月1日時点の県内公立小中学校および県立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒の人数は1,651人で、2000年度(平成12年度)の681人と比較すると約2.4倍(142.4%増)となっています。

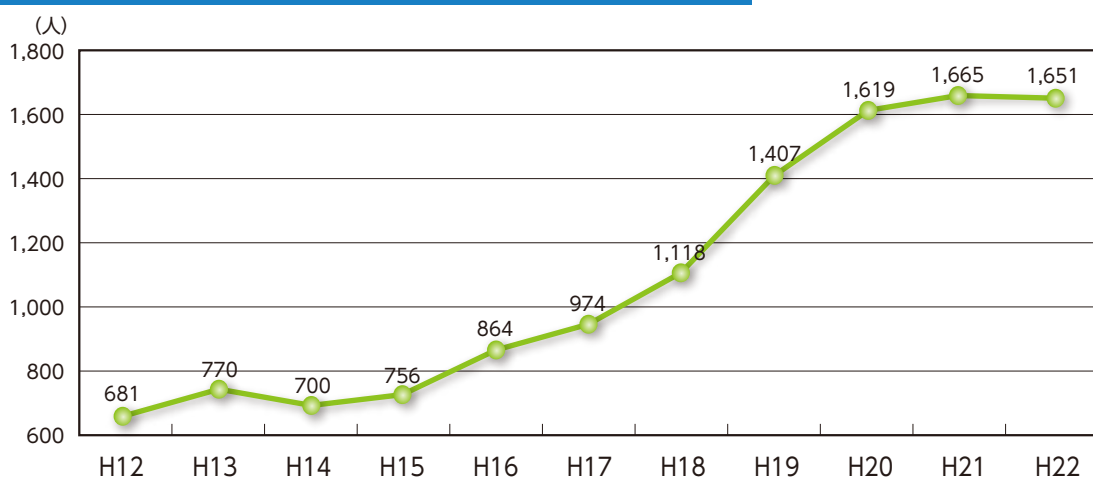
母語別では、ポルトガル語が54.5%、スペイン語が26.3%で、合わせると80.8%、タガログ語の7.9%を含めると全体の88.7%となります。全体的に多国籍化する傾向が見られます。

市町別では、鈴鹿市、四日市市、津市、伊賀市、松阪市、亀山市、桑名市、いなべ市の順に多く、上位4市で全体の72%、集住8市で全体の95%を占めます。
- 小中学校では、外国人児童生徒がいる学校のうち66%が該当者5人以下の学校です。ただし、こうした外国人児童生徒が少数の学校にあっても、多くは十分な指導のノウハウがなく、対応に苦慮している実態があります。
- 2008年(平成20年)秋以降の急激な経済情勢の悪化に伴い、県をまたいで転住したり、ブラジル人学校等から公立学校へ転校したりするなど、広域化と流動化が進んでいます。保護者の雇用も不安定になっており、生活状況が深刻化している場合があるなど、生活全般についてきめ細かな配慮が求められています。
- 周囲からの差別や偏見のために、外国人児童生徒が自分自身を肯定的にとらえられなくなる場合があります。日本の子どもたちに、異なる文化や生活習慣を持つ人々と共に協調して生きていく態度を培う必要があります。
- 就学にあたっての情報が不足していること等が原因で、就学年齢に達していながら「不就学」*1となっている外国人の子どもたちの存在があります。
- 保護者も日本語がわからないため、学校からの通信等が読めないなどの問題があり、家庭と連携した指導に支障を来す場合も多く見受けられます。
- 教員の果たすべき役割は、日本語指導だけでなく、生活適応指導、保護者への支援、仲間づくりの支援、多文化共生にかかる学習活動、生活困窮家庭への支援制度の紹介、関係機関や地域との連携等、多岐にわたり、負担が増大しています。
- 日常会話から直ちに学習言語の獲得には至らないため、日本語指導から教科指導につながりにくい傾向があります。このため、将来に生かせる学力が十分身につけていない状況も見受けられます。
- 日本語能力が異なる子どもたちに効果的・効率的な指導を行うため、外国人児童生徒の日本語能力を客観的に判断できる基準が必要となっています。

*1 不就学：義務教育の就学年齢にある子どもが、公立学校等および外国人学校のいずれにも就学していないこと。

- 外国人児童生徒の指導については、個に応じた教材や指導方法が必要ですが、各学校では、手作りの教材で、試行錯誤しながらの指導が行われていることから、頻繁に転校を繰り返した場合、学習の引き継ぎが難しくなります。
- 外国人児童生徒の教育には、教科の取り出し授業等で使用するための、教科書に合わせた「リライト教材」*1が必要であり、多くの学校での共有化が望まれますが、著作権の問題があり、共有化が難しい状況です。
- 日本語指導が必要な外国人生徒の多くが高校進学を希望していますが、ハードルが高く、結果として定員に満たない学校や定時制に多く集まる傾向にあります。
- 外国人関連施策、国際関係施策について、教育、福祉、医療、警察、観光、産業などの関連部局を挙げて取り組むべき、県全体としての戦略の構築が求められています。
- 外国人にとって、運転免許証は就労の成否を分ける重要な資格であるにもかかわらず取得が容易ではないなど、外国人が自立して日本で生きていくための社会システムの整備が不十分です。

三重県内の公立小中学校および県立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数の年次推移



三重県教育委員会調べ (各年度 9月1日時点)

*1 リライト教材：子どもたちの日本語能力に合わせて、教科書等の文章をわかりやすく書き換えた教材のこと。

今後の基本的な取組方向

○ 社会参画に向けた教育の推進

外国人児童生徒が、日本語で学ぶ力を身につけ、自信や誇りを持って学校生活において自己実現を図り、将来、社会の構成員として共に生活していけるよう、市町教育委員会や関係機関等と連携して取組を進めます。

○ 効果的な指導体制の確立

多文化共生の視点に立った教育を推進する教職員等の研修を充実し、各学校における外国人児童生徒教育の効果的な指導体制の確立を支援します。

○ 就学や進路選択への支援

地域や企業等と連携し、外国人の子どもたちの就学および進学や就職等に対する支援を充実させます。

○ 多文化共生の教育の推進

文化や価値観の多様性について理解し、共に生きていこうとする多文化共生の視点で、教育や啓発を推進します。



外国人生徒のための進路ガイダンス

主な取組内容

○ 日本語指導の充実

- 外国人児童生徒が、学習言語としての日本語能力を身につけられるようにするため、日本語能力の客観的な把握の方法を確立し、それに基づくカリキュラムを作成するとともに、教員対象の研修の機会等を通じて、それらの普及に努めます。また、教科書に合わせた「リライト教材」の共有化について検討していきます。
- 小学校、中学校、高等学校等が連携しながら、体系的で継続的な日本語指導に取り組みます。

○ 社会生活に必要な知識・技能の習得への支援

生活習慣や文化の異なる外国人児童生徒が、日本の社会生活に必要な知識・技能を各教科等の学習を通して習得できるよう、具体的な生活場面に対応した教材や指導方法の開発について、専門的な機関等と連携して検討します。特に、高等学校では、官公庁での諸手続きや医療・福祉制度の活用方法、自動車運転免許の取得など、実生活を営む基盤として必要な知識の習得に向けて支援できるよう取組を進めます。

○ 学校の指導体制の確立

市町教育委員会や関係機関等と連携し、各学校の管理職や担当教員等に今日的な課題や必要な情報を提供し、各校における多文化共生の視点に立った効果的な指導体制を確立します。

○ 就学の案内・相談や進路選択の取組の支援

- 外国人の子どもの教育を受ける権利を保障するため、関係機関等と連携し、就学状況の把握や就学の案内・相談等の取組を支援します。
- 外国人児童生徒の進路選択を支援するため、中学校や高等学校において、進路情報の提供や、就学・就労のための支援を行います。また、高等学校入学者選抜制度について、引き続き検討します。
- 外国人の子どもたちが、将来を見据え安心して学習できる環境を整えるため、県の関係部局と連携しながら、NPOや企業、関係機関等と教育支援のネットワークを構築します。
- 自立し、社会に貢献する外国人の子どもたちの育成を図るため、キャリアガイド（多言語の職業紹介の冊子と自己実現を果たした外国人青年の体験談を収めたDVD）を市町、NPO等と連携して普及します。（生活・文化部）



キャリアガイド DVD

○ ブラジル人学校等との連携の推進

日本からサンパウロ州に帰国した子どもたちや新たに来日する子どもたちについての情報共有のあり方を検討するなど、三重県と姉妹提携を結んでいるサンパウロ州との連携を進めます。また、県内のブラジル人学校等との連携も進め、外国人の子どもたちの指導を効果的かつ継続的に行うためのシステムを構築します。(教育委員会、生活・文化部)

○ 多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進

- 外国人と日本人が、学校や職場等の社会のさまざまな場面においてお互いの違いを尊重し合い、学び合い、相互に協力する雰囲気を育むことができるよう、異文化理解や地球的視野の拡大、人権感覚の涵養等、国際理解等に関する教育・啓発を一層推進します。
- 外国人児童生徒の持つ言語や文化等の多様性を生かし、異文化交流や相互理解のための教育を推進します。
- 学校や市町とともに、在日外国人が日本で暮らすことになった歴史的経緯および社会的背景、現状等についての学習・啓発を推進します。



外国人住民を対象とした教育セミナー



数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
多文化共生の視点に立った外国人児童生徒教育についての研修会を実施した小中学校の割合	—	100%

- ※ 外国人児童生徒の受入体制の充実や、日本語指導、学校生活への適応指導の充実を図るため、学校全体で研修を実施し、外国人児童生徒教育への理解を促進するとともに、多文化共生の視点に立った教育の推進に取り組む公立小中学校の割合。
- ※ 日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍の状況にかかわらず、多文化共生の地域社会を築いていく上で、すべての公立小中学校において外国人児童生徒教育担当者を中心としてこれらの取組の推進が必要であることから、2015年度(平成27年度)の目標値を100%としています。

多様な主体への期待

NPOや企業の皆さんへ

- 「将来の人材育成」という視点から、社会全体で教育支援のネットワークを築き、外国人の子どもたちも安心して学習できる環境を整備することに、ご協力をお願いします。

県民の皆さんへ

- 外国人と日本人が、共に協力して生活し、お互いの違いを尊重し合い、多文化共生の社会をつくっていきましょう。



4 国際理解教育の推進

基本的な考え方

○ 国際理解教育の必要性

経済社会のグローバル化が一層進展する中、国際競争が激しさを増す一方で、異なる文化の理解や平和で公正な国際社会の発展に向けた国際協力の必要性がますます高まっています。今、地球的視野に立って自らの考えを適切に伝え、主体的に行動する能力や態度を身につけた、国際社会の中で信頼され、活躍できる人材の育成が求められています。

○ 国際理解教育の中で育みたい資質

このため、「身近な国際理解」と「世界に視野を広げた国際理解」の両方の観点からの国際理解教育を推進し、子どもたちに、文化・習慣・価値観の違いを受け入れることのできる「寛容さ」、世界の動向に対する関心、国際社会の発展に積極的に携わろうとする態度などを育てていきます。

○ 「身近な国際理解」と「世界に視野を広げた国際理解」

「身近な国際理解」は、外国人児童生徒と共に学ぶことを貴重な機会にとらえ、我が国の伝統・文化とともに他国の伝統・文化を尊重し、他国の人々と共生できる能力や態度を育むことを通して、多文化共生社会を創るための実践力を培っていきます。

「世界に視野を広げた国際理解」は、学校間交流などさまざまな国際交流活動を通じて、地球的視野で思考する力や、国際社会への関心、外国の人々と交流することへの意欲を育てていきます。

○ 英語によるコミュニケーション能力の育成

また、国際社会で活躍できる人材の育成に向けては、英語によるコミュニケーション能力の育成が不可欠です。このため、英語教育においては、発達段階に応じ、英語による「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」のバランスを大切にしながら、コミュニケーション能力の向上を図ります。小学校外国語活動の必修化を踏まえ、小学校段階で外国語に親しむ環境を整えることや小学校教員の外国語指導力を高めることについても推進していきます。

○ 英語以外の外国語を学べる環境の整備

さらに、近年、経済面での相互交流が世界的に拡大するなど、日本を取り巻く国際環境が変化しつつあることを踏まえ、子どもたちや地域の実態に応じて、ポルトガル語、中国語など、英語以外のさまざまな外国語を学べる環境の整備について検討します。



○ 国際理解教育の推進に向けた教育人材の確保

国際理解の推進、英語によるコミュニケーション能力の育成のためには、外国人と接し、異文化や英語に慣れ親しむ環境を一層整えていく必要があります。このため、外国語指導助手*¹を含め、英語が話せる人材、あるいは外国の文化の中で一定期間過ごした経験のある人材を、臨時職員などあらゆる任用制度を活用して増やしていく方向を目指します。

現状と課題

- 日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率が全都道府県中最も高い数値となっている本県の状況を踏まえ、日本の子どもたちに、異なる文化や生活習慣を持つ人々と共に協調して生きていく態度を培う必要があります。
- 若者たちの、海外でさまざまな人々と出会うこと、見聞を広めることに対する「憧れ」の気持ちが希薄化する傾向が見られます。
- 日本の英語教育においては、英語をたくさん使わせようとするよりも、文法や語法等の知識の正確さを重視しすぎているという指摘があります。子どもたちの学習意欲を育むために、今後のあり方が問われています。
- 新しい学習指導要領により、小学校における外国語活動が必修化（平成 23 年度全面実施）され、教員の指導力を高めること等が課題となっています。



小学校における外国語活動



2010 年度「人権」に関するポスター 入選作品
(木本高校1年 岡本 早智さん)

* 1 外国語指導助手：日本の学校で日本人教員の助手として外国語を教える外国人講師。

今後の基本的な取組方向

○ 国際理解の推進および国際交流活動の充実

多文化共生の心を育む教育を推進するため、教育活動全体を通じて「身近な国際理解」と「世界に視野を広げた国際理解」の両方の観点から国際理解教育を推進し、異なる文化、習慣、価値観等を理解し合い、多様な価値観を尊重できる実践的な態度や、国際社会に関心を持ち地球的視野で思考する力、外国の人々と交流することへの意欲、さらには平和で民主的な社会の有為な形成者としての資質・能力を育成します。

○ 英語によるコミュニケーション能力の育成

英語が世界の多くの国々で使用され、世界の人々との意思疎通の重要なツールであることを、子どもたちに十分理解させた上で、英語を通じて情報や考えなどを適切に伝えたり、我が国の生活や文化について、英語で発信したりできるコミュニケーション能力を育み、国際社会で主体的に行動できる資質や能力を向上させます。

また、子どもたちや地域の実態に応じて、英語以外の外国語学習の環境整備についても検討します。

○ 小学校における外国語活動の充実

言語や文化に対する体験的な理解、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度、外国語の音声や基本的な表現への慣れ親しみというコミュニケーション能力の素地を養うため、小学校における外国語活動を促進します。そして、中学校および高等学校における教科外国語への円滑な移行を図ります。

○ 英語教員等の資質の向上

英語教育の充実を図るために、英語担当教員および外国語指導助手の授業改善につながる実践的な研修を充実させ、生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上につなげます。



外国語指導助手と連携した言語活動

主な取組内容

○ 国際理解の推進および国際交流活動の充実

- 各教科をはじめとした学校の教育活動全体や、自校や近隣の学校に在籍する外国人児童生徒、地域の外国人との交流を通して、異なる文化や習慣を理解し協調して生きていくことができるよう、多文化共生社会に必要な態度や資質・能力を育みます。
- 海外への留学や研修旅行、海外からの教育旅行受入れ、交流活動を取り入れた各種国際交流プログラムの情報提供等を通じて、異なる文化や生活習慣を持つ外国の生徒等との交流を推進し、お互いの文化、習慣、価値観等を理解し合い、多様な価値観を尊重できる実践的な態度を育みます。また、こうした取組と他の教育活動との関わりの中で、経済社会のグローバル化の状況やそれを背景に活躍する人々のことを授業で取り上げるなど、国際社会の動向や外国の人々との交流に対する子どもたちの関心が高まるよう、さまざまな動機づけを行います。
- 各教科の活動をはじめ、修学旅行等の特別活動などの機会をとらえて、平和に関する教育を推進し、社会のあり方を考察する基盤として、幸福や正義、公正などについての理解を促すとともに、現代社会に対する関心を高め、平和で民主的な社会を主体的に構築する態度や資質を育成します。
- NPO、教職員等を対象に、多文化共生社会づくりに関する実践的な内容を紹介する研修を開催し、地域・学校それぞれの活動主体の育成を推進します。
また、国際交流員を教育機関等に派遣し、教育の場での国際交流、異文化理解の醸成を進めます。
(生活・文化部)



外国人住民を対象とした教育セミナー

○ 英語によるコミュニケーション能力の育成

英語の授業等においては、自分の考えや意見を述べ合う言語活動を重視する等、英語による「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」のコミュニケーション能力の向上を図ります。また、我が国の生活や文化について英語で発信できる能力を養います。そのために、授業において生徒が英語でスピーチ、ディスカッションを行うなどの取組を進めるとともに、スピーチ・コンテスト等の場で発表する機会を充実させます。

また、子どもたちや地域の実態に応じて、英語以外の外国語学習の環境整備の方策について、学校等と連携しながら検討します。

○ 小学校における外国語活動の充実

子どもたちが外国語にふれたり、外国の生活・文化に慣れ親しんだりする体験的な学習を促進します。また、教員一人ひとりの外国語活動の指導力を高める研修を充実します。なお、校種を越えた公開授業および研究協議会の実施等、小中高等学校の外国語に関わる教員の交流についても、その一層の推進を図ります。

○ 英語教員等の資質の向上

英語教育の充実を図るために、外国語指導助手を含め、英語担当教員が、年間を通した研究テーマを決めて授業改善に取り組み、授業に関する校内外での研究協議を進めることができるよう研修を充実させ、効果的な指導方法の工夫・改善を継続的に推進します。

また、外国語指導助手と日本人英語担当教員が効果的な指導方法等について協議するとともに、有効な情報を共有し合う研修会等の機会を充実させます。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
修学旅行、研修旅行、留学生の受入れ、姉妹校交流、地域の国際交流活動への参加等を通して、海外の学校、生徒等との交流を実施している高等学校の割合	—	60%

※ 修学旅行、研修旅行、留学生の受入れ、姉妹校交流や、ICTを利用した交流、地域の国際交流活動への参加等を通して、海外の学校や生徒等との相互交流を実施している県立高等学校の割合。

※ 英語科や国際コースなど、国際理解に関連した学科やコース、系列を設置する高等学校等において、海外の学校や生徒等との交流等を一層推進し、2015年度(平成27年度)までに、県立高等学校の6割にあたる37校での実施を目指します。

多様な主体への期待

保護者・地域の皆さんへ

- 留学生の受入れや交流イベントの開催等、地域での草の根の国際交流を進め、地域みんなで同じ思いを持ちながら、他国の人々と共生することを通して、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めていきましょう。

企業の皆さんへ

- CSR^{*1}活動の一環として、NPO等とも連携の上、子どもたちに「国際交流」の実体験の場の提供や、他国の人々と協力して働く能力や態度を育成する取組などへのご協力をお願いします。



*1 CSR: Corporate Social Responsibility の略。企業の社会的責任。収益を上げ配当を維持し、法令を遵守するだけでなく、人権に配慮した適正な雇用・労働条件、消費者への適切な対応、環境問題への配慮、地域社会への貢献など企業が市民として果たすべき責任をいう。



5 キャリア教育の充実

基本的な考え方

○ キャリア教育の必要性

近年、多数に及ぶフリーターや若年無業者の存在、新卒者の早期離職傾向等が社会問題となり、子どもたちの勤労観・職業観の形成にかかる教育のあり方が問われています。子どもたちが、望ましい勤労観・職業観や主体的に進路を選択する能力を身につけ、将来、自立した社会人として、人生設計し、積極的に社会参画できるよう、キャリア教育の充実が求められています。

○ これまでの指導上の課題等

これまでの学校教育は、ともすれば進学や就職といった人生の通過点であるものを最終目標であるかのように示したり、就職先に関しても、会社の規模や社会的地位を重視した指導をしたりする傾向が見受けられ、このことが子どもたちの望ましい勤労観・職業観の形成に対する負の要因となっていた可能性があります。

また、社会の価値観として経済効率が優先されすぎた結果、雇用の多様化・流動化等が進み、働くことの大切さや働く仲間への思いやりといった重要な観点が軽視される傾向も生じつつあります。

○ 三重県のキャリア教育にかかる基本姿勢

このため、まず、すべての教員が、子どもたちに対し、「働くことの尊さ」、「職業には貴賤がないこと」、「仲間を大切にすべきこと」、「働くことには厳しさと責任が伴うこと」、「働くことは自分の成長や自己実現につながり、達成感の得られるものであること」、「働くことは素晴らしい社会づくりに貢献するという意義があること」等を確実に伝えるとともに、子どもたちの生涯を見据えた指導を行い、望ましい勤労観・職業観を育むことを、本県のキャリア教育の基本とします。

そして、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など、教育活動全体を通じ、かつ他の教育活動とのバランスに配慮しながら、汎用性のある学力、コミュニケーション力、忍耐力、規範意識、マナー、働く者の権利・義務についての理解、男女共同参画を重んずる態度など社会的・職業的自立に必要な能力の育成、さらには起業家精神など「志」の涵養を図ります。

○ 組織的・系統的なキャリア教育の推進

社会的・職業的自立に必要な能力等の育成に向けては、子どもたちの発達段階に応じた到達目標や学習内容を明らかにし、その連続性に留意した学習プログラムを確立することにより、組織的・系統的なキャリア教育を推進します。特に、中学校段階に「多様な職業の存在を知り、その職業に就くための方法について考える学習機会」を拡充するなど、子どもたちの職業に対する意識が希薄化していることへの的確な対応を図っていきます。

○ 職業を体感できる機会の充実

また、子どもたちが働くことや職業についての理解を一層深め、確かな社会性を身につけることができるよう、地域・企業・関係機関との連携のもと、小学校での職場見学、中学校での職場体験、高等学校でのインターンシップ^{*1}等の体験活動や、さまざまな職業人による職業講話など、子どもたちが職業を体感することのできる機会を積極的に創出します。

特に、職場体験、インターンシップについては、より効果が高まる期間・時期・回数などを検討しつつ、その拡充を図ります。働くことの意味を実感できるよう小学校段階に農林水産業体験を導入することや、高等学校段階でボランティア活動をキャリア教育に活用することについても検討していきます。

○ 特別支援学校におけるキャリア教育の充実

特別支援学校においては、卒業後の自立と社会参加の実現に向け、正しい身なりやあいさつなどの基本的な生活習慣を確立するとともに、障がいのある子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、小学部・中学部・高等部の「縦の連携」を大切にしながら、一人ひとりの能力を伸ばす進路指導、就労支援のさらなる充実を図ります。

○ 自立した社会人として必要な知識・能力等にかかる教育内容の導入

社会の動きや政治に対して関心を持たず、積極的な社会参画ができない若者が増えていることに鑑み、「社会や経済の仕組みを理解し、社会に積極的に関わろうとする態度」等の育成を目指した、自立した社会人として必要な知識や能力に関する教育内容をキャリア教育に導入することについて、研究を進めます。



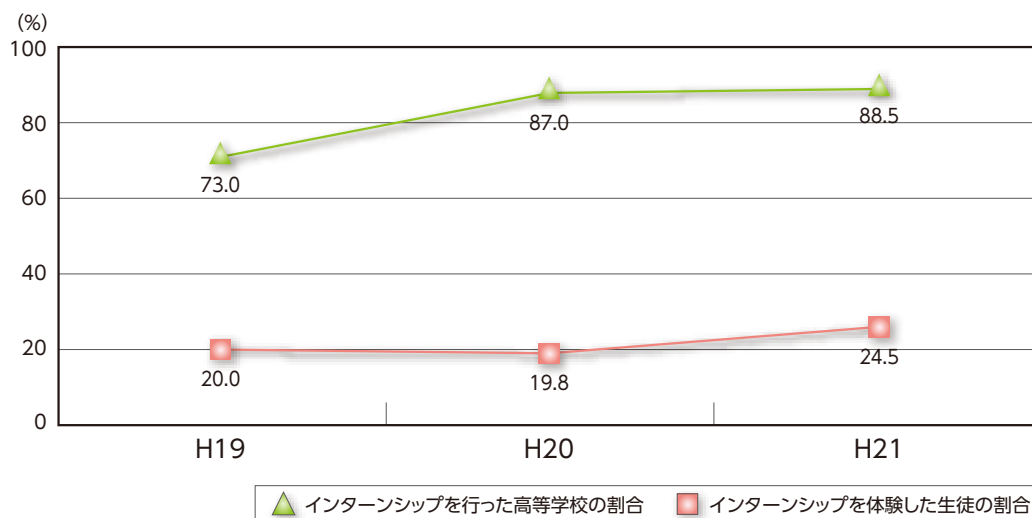
*1 インターンシップ：事業所等において、生徒・学生を対象に実施する短期間の職業体験。

現状と課題

- 中卒者の約7割、高卒者の約5割、大卒者の約3割が、就職後3年以内に離職する（いわゆる「七五三現象」）という新規学校卒業者の早期離職傾向が社会問題となっています。厚生労働省によると、三重県の新規学校卒業者の2010年度（平成22年度）調査における早期離職率は、中卒者で66.7%（全国65.0%）、高卒者で36.1%（全国40.4%）、大卒者で30.3%（全国31.1%）であり、中卒者では全国平均より高く、高卒者、大卒者では全国平均より低くなっています。
- 大学1年生のうち高等学校卒業までに職業を意識したことがない者が約3割に及ぶなど、生涯の人生設計について深く考えず、目的意識が希薄なまま就職したり、職業選択を先延ばししたりする傾向が若者に見られ、多数に及ぶフリーターや若年無業者の存在が問題視されています。
- 少子化・高齢化、産業・経済の構造的変化、雇用の多様化・流動化など、就職をめぐる環境が大きく変容する中、子どもたちに求められる資質・能力も変化しつつあり、求人と求職のミスマッチなどの課題が生じています。また、厳しい雇用情勢を背景に、新卒者が自己の適性や希望に合致した就職先を選択することが簡単ではなくなりつつあります。
- 少子化、核家族化、都市化等の進展により、異年齢の人との交流、農林水産業の体験、地域活動への参加など、働くことの大切さを実感できる機会を、地域社会として十分提供できなくなりつつあります。このため、子どもたちが、望ましい勤労観・職業観や社会的・職業的自立に必要な能力を身につける機会が減少しています。
- 仕事を選び好みするなど、若者たちの職業選択の幅が狭まっている傾向があります。働くことには厳しさが伴うこと、組織目的のためには忍耐も必要であることなどを、教育の中で十分に伝え切れていないことが早期離職につながっているケースも見受けられます。
- 農林水産業の担い手が不足しているほか、介護関係、医療関係など、社会的なニーズに対して人材が不足している職業分野があり、こうした分野に子どもたちの目を広く向けさせることも重要と考えられます。
- 進学や就労を希望する特別支援学校卒業生の進学および就労率が低く、子どもたちが卒業後充実した社会生活を送るため、高等部における職業教育の充実や関係機関と連携した支援の充実が求められています。

- 県内のほとんどの中学校で職場体験が行われていますが、高等学校においては、インターンシップを実施した学校が9割近くに達している反面、参加した生徒の割合は2割程度にとどまっています。

高等学校におけるインターンシップの実施状況 (三重県)



三重県教育委員会調べ

- 中学校の成績により高等学校の進学先を決定する傾向があることから、子どもたちが望んでいる職業と進学先とが必ずしも一致していない場合があります。高校進学に対する生徒の目的意識をさらに高めていく必要があります。
- 各学校段階におけるキャリア教育の目的と到達目標が明確に整理されておらず、小・中・高等学校間の系統性の確保に課題があります。
- 中学校の職場体験は、ほとんど3日間の日程で実施されていますが、時間的な制約から、就労の喜びや厳しさ等を十分理解するに至らない場合があります。地域によっては、受入れ先の確保自体が重要な課題となっています。
- 職場体験やインターンシップが生徒にとって有効であったか、仕組みが適切であるか等を検証する必要がありますが、評価の規準が確立されていない状況です。

今後の基本的な取組方向

○ 教育活動全体を通じたキャリア教育の拡充・深化

- 子どもたちが、社会的・職業的自立に必要な能力や態度・知識を身につけるとともに、働くことが自己の成長に結びつくこと、働く上で仲間と協力することが大切であることを理解できるよう、各学校で教育活動全体を通じたキャリア教育を一層推進します。
- キャリア教育を進めるにあたり、より良い社会づくりに参画・貢献する「市民」として必要な知識や能力、組織に適応するのみならず組織の風土を改革していく意欲や力量等を育む視点を大切にします。

○ 組織的・系統的なキャリア教育の推進

子どもたちの発達段階に応じた望ましい勤労観・職業観を育成するために、組織的・系統的なキャリア教育を推進します。

○ 家庭・地域・行政等との連携によるキャリア教育の推進

- 子どもたちが働くことや職業についての認識を深め、確かな社会性を身につけられるよう、学校と家庭・地域・行政等多様な主体との連携によるキャリア教育を推進します。
- 保護者のキャリア教育への理解が深まるよう働きかけ、家庭との連携の下で、働くことの意義や楽しさ、厳しさが子どもたちに理解されるように取り組みます。

○ 専門性を生かした職業教育の推進

経済社会の構造が変化する中、実社会で必要な基礎的・汎用的能力^{*1}の土台の上に、専門的な知識・技術・技能および起業家精神などの資質・能力を育むため、学校と地域・産業界が連携し、専門性を生かした職業教育を推進します。

○ 就職支援の実施

雇用の多様化・流動化等が進む中、就職を希望する高校生等の進路実現を図ります。

*1 基礎的・汎用的能力:社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力をいい、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」等からなる。(このうち「キャリアプランニング能力」とは、働くことの意義を理解し、多様な生き方に関する情報を適切に活用しながら、主体的に判断して将来設計していく力をいう。)

主な取組内容

○ 教育活動全体を通じたキャリア教育の拡充・深化

- 各教科、道徳、旅行的行事等を含めた特別活動、総合的な学習の時間など教育活動全体を通じ、将来設計能力、コミュニケーション力、忍耐力、規範意識、マナー、働く者の権利・義務についての理解、男女共同参画を重んずる態度など、社会的・職業的自立に必要な能力を育成します。
- キャリア教育を通じて、子どもたちが教科学習の意義を再認識し、学習意欲が向上するよう取組内容を工夫します。
- 普通科高校において、子どもたちの勤労観・職業観が十分に育つよう、特に留意します。
- 勤労観・職業観のみならず、より良い「市民」として必要な社会的判断能力・自治活動能力等の育成も視野に入れ、キャリア教育の深化を図ります。

○ 組織的・系統的なキャリア教育の推進

各学校において入学から卒業までの組織的・系統的なキャリア教育プログラムを策定し、その校種を越えた連携を図るとともに、地域全体のプログラムによるキャリア教育を推進します。

また、高等学校においては、生徒の興味・関心、進路希望等に適切に対応するため、各学科の教育力を活用し、学校間の連携を図ります。

さらに、特別支援学校においては、子どもたちの特性を生かした特色ある教育課程の編成を進めます。

○ 家庭・地域・行政等との連携によるキャリア教育の推進

- 小学校での職場見学や農林水産業体験、中学校での職場体験、高等学校でのインターンシップやボランティア等の体験活動や、さまざまな職業人による職業講話など、子どもたちが職業を体感することを通じて、働くことの尊さや社会貢献を学び、将来の自分のありたい姿を見出す機会を積極的に創出します。その際、学校と事業所等がネットワークを構築し、目的を十分に共有することにより、効果的な学習が展開されるよう取り組みます。

(教育委員会、生活・文化部)



中学生の職場体験

- 職場体験やインターンシップが生徒にとって有効であったか、仕組みが適切であるか等を評価するための規準について研究し、検証をもとに継続的に改善する仕組みづくりを進めます。
- 家庭へのキャリア教育に係る情報発信を重視するとともに、一人ひとりの子どもたちの背景に十分配慮しつつ身近な人の職業観をインタビューするなどの取組を進め、家庭と連携したキャリア教育を推進します。
- 子どもたちが、農山漁村地域で農作業や自然体験活動をしたり、農林漁業体験民宿^{*1}等に宿泊し生活体験することにより、自立する力と共に生きる力を育むことができるよう、地域と連携して体験指導者の育成や受入体制の整備を図ります。

また、各学校において、総合的な学習の時間や特別活動等の中に、農山漁村での生活体験活動や自然の中での長期宿泊体験活動などのさまざまな体験活動が適切に位置づけられ、地域の教育力を生かした取組が計画的に進められるよう支援します。(農水商工部、教育委員会)

< 2-(8) 郷土教育の推進の再掲 >

○ 専門性を生かした職業教育の推進

地域産業の担い手や専門的な能力を有する職業人を育成するため、基礎的・汎用的な能力の習得を進めるとともに、専門高校の持つ特性や地域資源等を生かしたものづくりや安全・安心な食品生産、商品開発等の実践的な学習、職業に関する資格等の習得、デュアルシステム^{*2}(長期間のインターンシップ)等の拡充を図ります。



デュアルシステムで企業実習に取り組む生徒
(桑名工業高校)

○ 就職支援の実施

就職を希望する高校生等の進路実現が図られるよう、外部人材を積極的に活用して、進路指導や求人開拓等を行うとともに、学校と地元企業、経済団体、関係機関等とが連携し、就職支援や早期離職防止に取り組めます。

(教育委員会、生活・文化部)

*1 農林漁業体験民宿：農林漁家が開業する小規模民宿のこと。施設を設けて人を宿泊させ、農林漁業体験や調理体験など、農山漁村滞在型余暇活動に必要な体験を提供する。農林漁業体験活動を通じて、農山漁村の人・もの・情報と深くふれあうことができ、都市と農山漁村の人々を結ぶ架け橋としての役割がある。

*2 デュアルシステム：主に工業等の専門高校の生徒が、事業所等において、学校での学習と関連のある実習を長期間にわたって実施することにより、実践的な技術や技能を習得する仕組み。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
異なる校種が連携した系統的なキャリア教育のプログラム作成に取り組んでいる市町の割合	24.1%	75%

※ 小中高や小中、中高等の異なる校種が連携して系統的なキャリア教育のプログラムの策定(モデル事業も含む)に取り組んでいる市町の割合。

※ 現状、約1/4の市町で実施していることから、2015年度(平成27年度)までに、3/4の市町で実施することを目標としました。

多様な主体への期待

保護者の皆さんへ

- 子どもたちに家事を分担したり、家族の仕事について知る機会を設けるとともに、子どもたちと働くことの意義や楽しさ、厳しさについて話し合ってください。

企業・経済団体の皆さんへ

- 子どもたちに職場見学・職場体験やインターンシップ等の機会を与え、働くことには厳しさや責任が伴うこと、働く仲間を大切にすべきこと、働くことは素晴らしい社会づくりに貢献するという意義があることなどを伝えてください。



6 情報教育の推進

基本的な考え方

○ 情報教育の必要性

社会の高度情報化が急速に進展し、新しい知識・情報・技術があらゆる社会活動の基盤として飛躍的に重要性を増す「知識基盤社会」*1 が到来する中で、子どもたちが情報や情報手段を適切に活用できる能力を身につけることの必要性が高まっています。また、こうした能力は、発表、記録、要約、報告といった知識・技能を活用して行う言語活動の基盤を成すものであり、学力の育成を支える力とも考えられます。

○ 情報活用能力の育成

そこで、発達段階に応じた適切な配慮を行いつつ、「情報活用の実践力」、「情報の科学的な理解」、「情報社会に参画する態度」の3つの要素を総合的に育む情報教育を推進し、子どもたちが主体的に情報を活用できる能力の育成を図ります。情報機器の活用に関しては、基本的な操作や仕組みを理解し、情報技術を適切に選択し利用していける力や、おびただしい情報の中から適切な情報を選択し活用する力を身につけることができるよう、留意していきます。



パソコン組立実習（亀山高校システムメディア科）

○ 情報モラル教育の推進

また、インターネット上でのいじめや違法・有害情報などが子どもたちに大きな影響を与え、情報教育の中でも、特に「情報モラル」に関する指導の重要性が高まっていることから、「情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度」を育成する情報モラル教育を推進します。子どもたちの間で携帯電話やパソコンなどを通じたインターネット利用が普及しているため、学校と家庭・地域が連携し、安全で適切な利用方法の指導を徹底します。

○ 教育の情報化の推進

情報教育の効果的な推進に向けては、すべての教員がICT活用指導力を身につけることを目指して、指導力向上や指導方法の改善に取り組むとともに、ネットワーク環境や情報機器の整備など、学校のICT環境のさらなる充実を図り、各教科等においてICTを活用した学習活動を一層進めていきます。また、情報社会の進展に対応した総合的な情報教育の推進を図るため、教育の情報化にかかる組織体制の整備について検討していきます。

*1 知識基盤社会:2005年(平成17年)の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」で示された言葉。「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会」とであると定義されている。

○ 情報技術の活用によるさらなる可能性の追求

情報技術を活用すれば、これまで社会との接点の少なかった子どもたちの世界が広がる可能性があります。特に、特別支援教育において、情報化の推進は、子どもたちの移動上の困難や、社会生活の範囲が限定されがちなことを補い、社会参加の可能性を高めるという大きな社会的意義を有しており、さらなる充実を図っていく必要があります。

○ さらに進展する情報化への対応

高度情報化は今後さらに進展し、教育のあり方に影響を与え続けていくものと考えられます。教育の情報化の将来像を常に見据えながら、子どもたちにとって最適の学習環境となるよう、適切な対応を行っていきます。

現状と課題

- 「平成 22 年度全国学力・学習状況調査」によると、携帯電話を持っている本県の子どもたちの割合は、小学 6 年生が 29.5% (全国 29.5%)、中学 3 年生が 70.4% (全国 58.1%) と、中学校で急増し全国平均を大きく上回る状況となっており、氾濫する情報に関する的確に判断し行動できる能力の育成が重要な課題と考えられます。
- 「平成 21 年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」において、「教材研究・指導の準備・評価などに ICT を活用する能力」のある本県教員の割合は、86.8% (全国 1 位、全国平均 73.9%) となっていますが、最終目標としている 100% の達成にはさらなる指導力の向上が必要です。
- インターネット上でのいじめ、人権を無視した書き込み、電子メールによる誹謗中傷など、ネットワーク上における子どもたち同士のトラブルが大きな社会問題となっています。また、インターネット等を利用する際に、著作権や肖像権の問題に抵触し、子どもたちが知らないうちに加害者になる危険性があります。
- インターネットや携帯電話等の情報手段に依存しすぎて、対面による直接的なコミュニケーション不足、人間関係の希薄化、心身への悪影響などの問題が生じています。仮想体験の肥大化と実体験の不足により、バーチャルな世界と現実との区別がつかなくなる傾向も見受けられます。
- 青少年に有害な情報や犯罪を誘発するサイト等が氾濫し、インターネット等を介して子どもたちが犯罪に巻き込まれ被害者となる事件等が多数発生しています。また、インターネット上には、真偽が定かでない、発信元不明の情報があふれており、適切な情報を選択し活用する力を身につけることが必要となっています。
- 携帯電話の使用に関しては、保護者が買い与える際に特段の指導をしていない、子どもの利用実態を正確につかんでいない、危険性を十分理解していない等の傾向が見られ、保護者に対する啓発が必要となっています。

今後の基本的な取組方向

○ 情報活用能力の育成

- 子どもたちが高度情報化社会を主体的に生きることができるよう、小・中・高等学校の各学校段階において、教育活動全体を通じて体系的に情報活用能力の育成を図ります。
- 子どもたちが、主体的に情報を収集・選択し、自分の考えをわかりやすくまとめて表現することや、デジタル教材等を活用した、効果的な学習を進めることができるよう、学校におけるICT活用を推進します。

○ 情報モラル教育の充実

- 子どもたちが、適切な判断力と責任を持って情報を扱い、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度の育成を図るため、情報モラル教育を充実します。
- 子どもたちが、インターネット上で起きている人権侵害や著作権侵害等の問題の加害者にも被害者にもならないよう指導するとともに、リスク回避と危機対応、情報セキュリティなどの指導に注力します。また、教員がインターネット等に関する社会問題やその対処方法を理解するための研修を進めます。
- 携帯電話やパソコン等の情報通信機器の利用については、学校だけでなく家庭においても適切なルールづくりが行われるよう、保護者や地域住民への情報モラルに関する啓発活動を推進します。

○ 教育の情報化の推進

- ICT機器の効果的な活用により、わかりやすい授業の実現を目指すとともに、子どもたちの学習意欲や学力の向上を図るための教育内容や指導方法の工夫・改善に努めます。
- 教職員がICT活用により校務を効率的に行い、ネットワーク環境を利用して有効な情報を共有することにより、教育活動の質の改善に努めます。
- メンテナンスやシステム障害などへの対応も含め、学校におけるICT環境の効果的・効率的な整備を進めます。
- 特別支援教育において、障がいの特性に応じ、情報手段を適切に活用する能力の育成を図ります。

主な取組内容

○ 情報活用能力の育成

- 各学校段階において、子どもたちが、情報通信ネットワークや情報機器等を積極的に活用することができる学習活動を取り入れ、有効な実践事例の共有に努めます。
- ICT機器の効果的な活用によりわかりやすい授業の実現を目指すとともに、子どもたちの情報活用能力の育成を図るため、情報端末等のモバイル機器の活用方法の検討も含めて、指導方法の工夫・改善に努めます。
- パソコン等情報機器への過度な依存などが、コミュニケーション力の不足等につながる危険性を踏まえて、情報や情報機器の適切な活用方法について指導します。



高等学校の教科「情報」の授業

○ 情報モラル教育の充実

- インターネット上のルールやマナー、個人情報保護や著作権・肖像権の侵害の防止等について、具体的に学習ができるよう教育内容や教材の開発を進めます。
- インターネット上に氾濫する情報の信憑性について考える学習活動を推進するとともに、個人情報の漏洩対策など、情報セキュリティに関する指導についても適切に行います。
- 教員の情報モラル教育に関わる指導力向上を図るため、道徳教育や人権教育との関連も踏まえながら、指導計画や効果的な実践事例の調査・研究を行います。
- 情報社会に生きる子どもたちを家庭や地域で見守る体制を確立するため、保護者をはじめとした大人への啓発を推進し、保護者・住民向けの情報モラル教育に関わる学習会等の取組を支援します。

○ 教育の情報化の推進

- 概ねすべての教員がICTを効果的に活用して指導できるよう、教員の実態に応じた研修を組織的・計画的に実施します。

- 授業の計画、準備、実施、評価といった各段階において、積極的かつ効果的にICTを活用していけるよう、校内におけるOJT^{*1}研修等を充実させます。
- 日常的にICTを活用していけるよう、コンピュータ、電子黒板^{*2}、デジタルテレビ、周辺機器、学習用ソフトウェア等の導入や更新を進めるとともに、その活用が円滑に進むよう、先進事例の普及を積極的に行います。
- ウェブページ^{*3}やケーブルテレビのコミュニティチャンネル^{*4}を活用し、学校の取組等について、最新の情報を発信する体制を構築できるよう支援します。
- 障がいのある子どもや不登校等の子どものニーズを踏まえ、インターネットやデジタル教材を活用した学習システムの可能性を探ります。
- 教育の質の向上と学校経営の改善を図るために、国、市町、関係部局等との連携を図り、教育における情報化を一層推進します。
- 教育委員会事務局および県立学校における総合的な情報教育の推進のため、事務局においては教育CIO (Chief Information Officer)^{*5}の設置を、学校においては学校CIO^{*6}およびICT支援員^{*7}の配置を検討します。



教職員のICT活用能力向上を目指した研修

-
- *1 OJT: On-the-Job Training の略。組織内教育・教育訓練手法のひとつ。職場内で上司・先輩が、部下・後輩に対し、日常の具体的な仕事を通じて、必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、修得させること。
 - *2 電子黒板: パソコンやDVDなどの映像を表示するだけでなく、タッチパネルとして子どもたちが画面上に書き込みを行ったり、既存の画像と書き込みを同時に映し出すこともできる、従来の黒板とパソコン、映像機器などが一体化した大画面薄型テレビ形式のディスプレイのこと。
 - *3 ウェブページ: インターネット上で公開される文書。レイアウト情報、文章、画像、動画などのデータで構成される。
 - *4 コミュニティチャンネル: ケーブルテレビ局が地域の問題を放送するチャンネルのこと。
 - *5 教育CIO: 学校の情報化にかかる地域ビジョンを構築し実行するため、教育委員会に置く統括責任者。
 - *6 学校CIO: 学校の情報化にかかる地域ビジョン等に基づき、学校の情報化を計画的かつ戦略的に進めるため、学校に置く統括責任者。
 - *7 ICT支援員: 学校でのICT活用を促進するために配置される、授業等におけるICT支援を中心に教員をサポートする外部人材。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
ICTを活用して指導することができる教員の割合	86.8% (2009年度)	95% (2014年度)

- ※ 「教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力」のある教員の割合。
- ※ 子どもたちがICTを活用して効果的に学習できる環境を整備するためには、教員のICT活用指導力を向上させることが重要であることから、毎年、1~2%の伸びを目指し、目標を95%に設定しました。

多様な主体への期待

保護者・地域の皆さんへ

- 携帯電話やパソコンなどの進化する情報通信機器等について、子どもたちが安全かつ効果的に使用するために、大人が積極的に利用内容や操作方法について学ぶとともに、子どもたちと、情報通信機器の使用についてのルールづくりを進めましょう。



7 幼児教育の充実

基本的な考え方

○ 幼児期における教育の重要性

幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる大切な時期であり、この時期における教育は、子どもたちの心身の健やかな成長を促す上で、きわめて重要な役割を担っています。幼児教育がその機能を十分に発揮できるよう、幼稚園、保育所、認定こども園^{*1}（以下「幼稚園等施設」という。）は、家庭、地域と一体となり、連携・協力しながら、教育活動を充実させていくことが求められています。

○ 幼児教育の役割

幼児教育では、子どもたちに、人間として、社会の一員として、より良く生きるための基礎を培うことが重要です。遊びを中心としたさまざまな体験を通じて、学びへの意欲と関心、自分の気持ちを伝える力、自主性、規範意識、自尊心、慈しみや思いやりの心、運動を楽しむ心、危険を回避する力などを大切に育てていきます。

○ 幼稚園等施設における教育力の向上

園（所）長のリーダーシップの質を高め、働きやすい職場づくりを進めるとともに、教職員一人ひとりの資質向上を図ります。

○ 家庭・地域との連携・協力の推進

幼児教育の充実には、家庭・地域との密接な連携・協力が不可欠です。毎日の送迎の機会等を有効に活用し、保護者と教職員が「子育てを共にする連帯感」を形成する等により、家庭との連携を確保するとともに、老人会との連携による高齢者との交流など、地域の教育力を積極的に活用し、全体としての教育活動を豊かなものとしていきます。

○ 家庭の教育力向上に向けた幼稚園等施設の役割

また、乳幼児を持つ親にとって身近な存在である幼稚園等施設は、子育て支援など、家庭の教育力向上に向けて、積極的な役割を果たすことが期待されています。各施設の創意工夫により「地域に開かれた次世代育成の拠点」となる方向を目指していきます。

*1 認定こども園：幼稚園や保育所のうち、①幼児教育②保育③地域子育て支援を総合的・一体的に提供する施設について、条例に基づき知事が認定するもの。幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持ち、親が働いている、いないにかかわらず利用できる。

○ 幼稚園と保育所の連携の促進

近年、社会状況の変化に伴い、幼児教育・保育に関するニーズが多様化する中で、「長時間保育」や「幼児期にふさわしい教育」にかかる要請が強まり、幼稚園と保育所に同様の機能が求められるようになっていきます。

このため、幼稚園と保育所の連携を促進する必要性があり、国で検討が進められている子育て施策一元化の方向性を注視し、必要な検討を行いつつ、幼稚園教諭と保育士の資格の併有促進、それを踏まえた教職員の交流等の取組を進めていきます。



竹馬の練習をする子どもたち

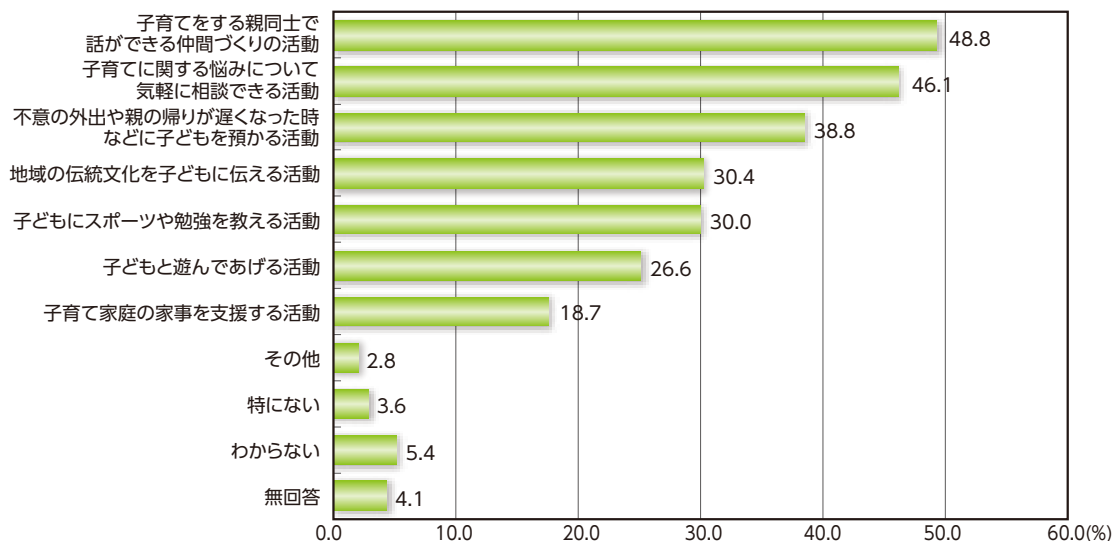


力を合わせて一輪車を引き上げる子どもたち

現状と課題

- 近年、幼児の育ちに関し、食生活など基本的な生活習慣の乱れ、運動能力の低下、コミュニケーション力の不足などの課題が指摘されており、幼児教育のあり方が問われています。
- 少子化、核家族化、都市化、地域における人間関係の希薄化などを背景として、子ども同士で遊ぶ場や活動する機会が減少し、子どもが成長・自立する上で必要となるさまざまな体験機会が失われつつあります。また、地域全体で子どもの育ちを見守る環境がづくりにくくなるとともに、子育てする親の孤立感や不安感も大きくなっています。
- 幼稚園と保育所は、設置目的を異にしていますが、幼児教育・保育に関するニーズの多様化に対応するため、一体的な対応が求められています。これまでも、幼稚園における預かり保育の実施や、保育所における教育機能の充実等が進められてきましたが、そのさらなる推進を図る必要があります。
また、国においては、こうした課題を解消するため、子育て施策一元化の検討が進められており、その動向を注視する必要があります。
- 県内における認定こども園の状況については、現在のところ1施設の設置にとどまっており、市町の実情に合った施設設置に向けて、関係機関と連携・協力しながら取組を進めることが課題となっています。
- 幼児教育をさらに充実させていくため、幼稚園と保育所が、それぞれ現在の教育内容などを適切に評価し、その結果に基づき改善を図るとともに、評価結果を公表して、今後の運営に生かしていくことが求められています。

居住地域が子育てしやすい社会になるために、あればよいと思う子育てに関する活動(三重県)



三重県健康福祉部こども局こども未来室
「県民の子育ち・子育てに関する意識調査(平成21年)」より

今後の基本的な取組方向

○ 幼児教育充実のための幼稚園教員・保育士の資質・能力の向上

幼児教育に関する協議会・研修等を充実し、幼稚園教員や保育士一人ひとりの資質向上を図り、幼稚園等施設の教育力の向上に努めます。

○ 幼保小の連携の促進

子どもたちの発達段階を踏まえ、就学に伴うさまざまな課題の解決を目指し、幼稚園等施設と小学校の連携を促進します。

○ 地域に開かれた次世代育成の拠点づくりの促進

幼児教育の果たすべき役割とあり方を保護者・地域と共有するとともに、子育て支援を促進するため、次世代育成の拠点づくりに取り組みます。

○ 幼児教育に関する政策の促進

幼児教育に関する政策プログラムに基づいた幼児教育の振興・充実を図ります。また、幼児教育と保育の一体的提供・完全一体化についての検討を進めます。



食用ガエルを捕まえる子ども

主な取組内容

○ 幼児教育充実のための幼稚園教員・保育士の資質・能力の向上

幼稚園教員や保育士の資質・能力を高め、実践的な指導力の拡充を図るために、幼稚園教育要領・保育所保育指針の趣旨を踏まえた実践をもとにする協議会を開催します。また、今日的教育課題に応じたニーズを把握し、研修内容や形態等を工夫改善するとともに、市町の行う研修会等への支援を行います。(教育委員会、こども局)

○ 幼保小の連携の促進

就学に伴うさまざまな課題を解決し、幼児教育から小学校教育への円滑な接続がなされるよう、幼稚園等施設と小学校とが相互に保育・授業を参観する等の取組を促進します。また、幼稚園と保育所が、指導内容や指導方法等についての相互理解を図れるよう、交流や合同研修等の取組を促進します。

○ 地域に開かれた次世代育成の拠点づくりの促進

幼稚園等施設での生活と家庭・地域での生活の連続性を確保した保育環境を整えられるよう、保護者・地域との対話を重視した取組を進めます。また、幼児の教育・保育に関する相談、保護者同士の交流の機会の提供、預かり保育の実施等の子育て支援活動を進めるなど、次世代育成の拠点づくりに市町と連携して取り組みます。

○ 幼児教育に関する政策の促進

- すべての市町において、幼児教育に関する政策プログラムに基づく幼児教育の振興・充実が図られるよう支援します。
- 幼稚園等施設において、教育・保育の内容等についての評価とその結果に基づく改善が行われ、幼児教育の質の向上が図られるよう、市町と連携した取組を進めます。(教育委員会、こども局)
- 認定こども園の創設に取り組む市町に対し、情報提供等を行い、支援するとともに、国の「子ども・子育てビジョン」、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」(少子化社会対策会議決定)で示された幼児教育・保育の一体的提供、幼稚園と保育所の垣根をなくした完全一体化については、国の動向を見守りつつ、必要な検討を進めます。(教育委員会、こども局)



数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
幼児が入学する小学校と連携を図り、幼児教育の充実に向けて取り組んでいる幼稚園等施設の割合	—	100%

※ 幼児が入学する小学校と連携を図り、相互の保育・授業の公開や合同研修を実施したり、合同学習や合同行事を実施したりして、それぞれの子どもの様子を知るとともに指導内容・指導方法について理解するなど、指導内容、指導方法の工夫改善等の幼児教育の充実に取り組んでいる幼稚園等施設の割合。

※ 子どもたちの発達段階を踏まえ、幼児教育の充実を目指して小学校との連携を推進することがすべての幼稚園等施設で必要であることから、2015年度（平成27年度）の目標値を100%としています。

多様な主体への期待

保護者・地域の皆さんへ

- 幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる大切な時期です。
幼稚園等施設と家庭・地域が連携・協力し、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう支援していきましょう。



花畑で寝転ぶ子どもたち